

審判員選考・登録規程

第1章 総則

第1条(目的)

本規程は、一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会(以下「本協会」という。)が主催、共催又は後援する競技大会等における審判業務の適正かつ公正な実施を図るため、審判員の種別、資格要件、選考、養成、登録及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(定義)

本規程において「審判員」とは、本協会に登録され、本協会が主催、共催又は後援する大会において、主審、副審、線審その他の審判業務に従事する者をいう。

第2章 審判員の種別

第3条(種別)

審判員の種別は、次の各号のとおりとする。

- (1)国際審判員 国際デフスポーツ委員会(ICSD)等が定める国際大会における審判資格を有する者
- (2)上級審判員 全国規模の大会における主審業務を担当することができる者
- (3)1級審判員 地方大会及び都道府県規模の大会における主審業務を担当することができる者
- (4)2級審判員 地域大会及び本協会が指定する練習試合等における審判業務を担当することができる者
- (5)見習審判員 前各号の資格取得を目指し、本協会が指定する研修を受講中の者

第3章 資格要件及び選考

第4条(受験資格)

審判員の選考を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1)満18歳以上であること
- (2)本協会が指定する審判講習会を受講していること(上位級の受験に当たっては、下位級の資格を取得していることを原則とする。)
- (3)デフスポーツの競技特性及び聴覚障がい者とのコミュニケーション手法(手話、筆談、視覚的合図等)について基礎的な理解を有すること
- (4)反社会的勢力に該当せず、かつ、これと関係を有しないこと

第5条(選考方法)

審判員の選考は、次の各号に掲げる方法により行う。

- (1) 審判規則に関する筆記試験
 - (2) 実技試験(模擬審判等による判定及び視覚的合図の運用能力の確認を含む。)
 - (3) 審判委員会による面接又は実技観察
- 2 審判委員会は、前項各号の結果を総合的に審査し、合格者を理事会に推薦する。
 - 3 審判員としての認定は、理事会の承認をもって決定する。

第6条(審判委員会)

審判員の選考、養成及び技術指導に関する事項を審議するため、本協会に審判委員会を置く。

- 2 審判委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 登録

第7条(登録の申請)

前条の規定により審判員として認定された者は、本協会所定の登録申請書を事務局に提出し、本協会の審判員登録名簿に登録を受けなければならない。

第8条(登録期間)

審判員の登録の有効期間は、登録の日から2年間とする。

第9条(登録証の交付)

本協会は、登録を受けた審判員に対し、審判員登録証を交付する。

- 2 審判員は、大会における審判業務に従事する際、登録証を携行し、求めに応じて提示しなければならない。

第5章 更新及び失効

第10条(更新手続)

審判員は、登録の有効期間満了前に、本協会が指定する更新講習を受講し、更新手続を行わなければならない。

- 2 更新手続を行わないまま有効期間が満了したときは、登録は失効するものとする。

第11条(登録の失効事由)

審判員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を失う。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 登録の更新をしなかったとき
- (3) 本人から登録辞退の申出があったとき
- (4) 第12条の規定により登録を取り消されたとき

第12条(資格の停止及び登録の取消し)

審判員が次の各号のいずれかに該当するときは、審判委員会の審議を経て、理事会の決議により、資格の停止又は登録の取消しを行うことができる。

- (1)本規程その他本協会の諸規程に違反したとき
- (2)審判業務に関し著しく不公正な判定を行い、又は競技の秩序を乱したとき
- (3)本協会の名誉又は信用を著しく損なう行為をしたとき

2 理事会は、処分を行おうとする審判員に対し、あらかじめ弁明の機会を与えるものとする。

第6章 審判員の責務

第13条(公正性の保持)

審判員は、常に公正かつ中立な立場を保持し、競技規則及び本協会の諸規程を遵守して審判業務を行わなければならない。

第14条(デフスポーツへの配慮)

審判員は、選手の多くが聴覚に障がい有することを踏まえ、笛の音のみによらず、旗、光、身振り等の視覚的手段を用いた明確な合図を行うなど、選手が判定を確実に認識できるよう配慮しなければならない。

第15条(研鑽の義務)

審判員は、審判技術の向上及び競技規則の理解に努め、本協会が実施する研修会等に積極的に参加するものとする。

第7章 雑則

第16条(服装及び用具)

審判員は、大会において審判業務に従事するときは、本協会が定める審判服装を着用し、旗その他必要な用具を携行しなければならない。

第17条(費用弁償)

大会における審判業務に従事した審判員に対する費用弁償については、別に定めるところによる。

第18条(改廃)

本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和 8 年 5 月 27 日から施行する。